

2020 年 12 月 14 日

実質無利子融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱期間延長について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、2020 年 5 月 1 日（金）から、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた事業者さまを対象に、自治体による制度融資を活用した実質無利子融資『新型コロナウイルス感染症対応資金（以下「本制度」）』を取り扱いしています。

本制度は、取扱期間を 2020 年 12 月 31 日までとしておりましたが、2021 年 3 月 31 日（水）まで延長しますので、下記のとおり、お知らせします。

記

<制度の概要>

制 度 名	新型コロナウイルス感染症対応資金
対 象 と な る お 客 さ ま	事業所所在の市町村から、新型コロナウイルス感染症に係る次のいずれかの認定を受けた中小企業及び個人事業主 ① 新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証 4 号認定 ② セーフティネット保証 5 号認定 ③ 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	4,000 万円
金 利	当初 3 年間、上限 4,000 万円まで利子補給を受けられます（実質無利子）。4 年目以降、各自治体制度融資の所定金利が適用されます。
保 証 料	所定保証料の 2 分の 1 または免除
担 保	原則不要
保 証 人	法 人：原則として代表者のみ 個人事業主：不要
融 資 期 間	10 年以内（返済据置期間：5 年以内）
取 扱 期 間	2021 年 3 月 31 日（保証申込受付分）※融資実行は 2021 年 5 月 31 日まで

※お借入を希望される場合は、別途申込書類のご提出や審査、ご契約等の手続きが必要となります。

※本融資制度については、業種や企業規模によって利用できない場合がございます。

※西日本シティ銀行および信用保証協会所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 有田・佐々木 TEL092-476-2561